

平成31年1月9日

平成31年4月1日以降における非常勤講師の雇用制度の概要

1. 制度概要

職名：非常勤講師

業務：特定の専門分野について本学における講義又は実験の指導等に従事する者

勤務態様：一の会計年度内（4/1～3/31）において、授業科目等の実態（ターム、セメスター等）に応じた契約期間により、1週間の所定の勤務時間が35時間を超えない範囲内で雇用

契約形態：原則として、雇用契約を締結し、東京大学非常勤講師の就業に関する規程を適用

ただし、本務先との関係により雇用契約を辞退した者等については、委嘱契約とする

給与：月例給、授業1回当たりの給与又は時間給により支給

契約期間：一の会計年度（4/1～3/31）を限度とする

雇用の上限年齢：原則として、満65歳（特に必要と認められる場合はこの限りではない）

無期転換申込権発生までの期間：5年超

※ 雇用契約を締結した者については、平成25年4月1日以後の委嘱期間を労働契約法に基づく雇用期間とみなして通算

その他：①適用対象となる保険（雇用契約を締結する場合、労働者災害補償保険は全員適用（※）、雇用保険及び社会保険は条件を満たした場合に加入）

※ 委嘱契約の場合は、損害保険への加入等各部局において対応

②客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる

2. 適切な人事管理の取扱い

非常勤講師の適切な人事管理に当たっては、将来を見据えて必要な非常勤講師の雇用の安定化を図りつつ、教育の質の向上を図ることを目的に、以下の点に留意のうえ、部局長による人事マネジメントのもと部局全体における責任体制を構築することが重要

(1) 非常勤講師の選考、依頼時

- ・ 非常勤講師の業務の必要性及び以前に雇用（委嘱）歴を有する者にあつては当該期間の勤務状況を十分に確認する。
- ・ 労働条件（業務内容、給与、契約期間、更新の有無、更新を行う場合の判断基準（予算の状況、従事している業務の必要性及び勤務成績の評価）、解雇等）を明確にする。
- ・ 雇用（委嘱）の契約期間は、授業計画に基づき各年度ごとの授業科目等の実態（ターム、セメスター等）に応じた期間とする。
- ・ 選考にあたっては、必要に応じて部局長、教授会が関与するなど、透明性・公平性・公正性を保つ。
- ・ 採用内定後、当初提示していた条件を変更した場合や、未確定だった条件を特定した場合は、書面やメール等ですみやかに採用予定者に知らせる。
- ・ 当初から更新や長期雇用を前提とした雇用制度ではないことに留意する。（契約期間満了時まで共通）

(2) 雇用（委嘱）時

- ・ 労働条件通知書（委嘱通知書）をただ渡すだけでなく、その内容を説明する。
（特に更新予定の有無、更新を行う場合の判断基準。当該採用によって無期転換申込権が発生する場合は、無期雇用転換申込書を交付）
- ・ 無期転換申込権が発生することとなる期間の雇用契約を締結するに際し、無期転換申込権が発生しても申込みを行わないことを条件として採用してはならない。

(3) 契約期間中の人事管理

- ・ 部局長のもと、担当教員や事務担当者のサポートを含めた部局全体における責任体制を構築した人事マネジメントを行い、契約期間ごとの勤務実績に基づいた適切な人事管理を行う。
- ・ 本学として求める教育内容を満たした授業等が適切に実施されていない場合には、改善に向けた支援・指導等を行う。支援・指導等の内容及びその後の改善状況については、継続したフォローのため記録を作成する。

(4) 契約期間満了時

- ・ 契約期間満了をもって当然に退職となる。
- ・ 次学期等の授業計画において再び担当を依頼する授業が生じた場合は、当該授業計画及びそれ以前の本人の勤務実績に基づき、あらためて選考・依頼のうえ、採用手続きを行う。
- ・ 一の授業科目等の担当として再採用していた者について、次学期等の授業計画やそれ以前の本人の勤務実績により次の再採用を行わないこととした場合には、決定次第その旨をすみやかに本人に通知する。
- ・ なお、次の行為は絶対に行ってはならない。

①無期転換申込権の発生を免れる目的で再採用しないこと

②無期転換申込権が発生しても申込みを行わないことを約束させて再採用すること

※ 契約期間満了後に契約を更新する場合があります。得るとして契約した者の契約期間満了時における取扱いは以下のとおり。

- ・ 更新を行う場合の判断基準に基づき更新について判断を行う。
- ・ 更新を1回以上行った者を更新しない場合や、1年を超えて雇用している者で更新予定を有としていた者を更新しない場合には、契約期間満了の30日前までに書面での予告が必要。
- ・ なお、次の行為は絶対に行ってはならない。

①無期転換申込権の発生を免れる目的で更新しないこと

②無期転換申込権が発生しても申込みを行わないことを約束させて更新すること

この資料は、平成31年4月1日以降の非常勤講師の雇用制度の概要をお知らせするものです。詳細は規則等をご覧ください。東大ポータル便利帳のページにも Q&A その他の資料を随時掲載しています。

非常勤講師 |

東大ポータル サイト内検索



本件担当：本部人事給与課人事制度チーム

内線 22306, 22027

E-mail : jinji-seido.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp